

# 乾燥設備 定期自主点検要領・記録

乾燥設備を安全に末永くご使用いただくために、下記法規、規則に基づき、この点検要領・記録にそって年1回以上の定期点検を行ってください。また、その記録を3年間保存してください。  
この点検で×がある場合は修理・調整の必要があります。  
弊社または購入された販売店までご連絡ください。

## 労働安全衛生規則

- 第299条 1 事業者は、乾燥設備及びその附属設備については、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しない乾燥設備及びその附属設備の当該使用しない期間においては、この限りではない。
- 1 内面及び外面並びに内部のたな、わく等の損傷、変形及び腐食の有無
  - 4 のぞき窓、出入口、排気孔等の開口部の異常の有無
  - 5 内部の温度の測定装置及び調整装置の異常の有無
  - 6 内部に設ける電気機械器具又は配線の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書の乾燥設備及びその附属設備については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前2項の自主検査を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- 1 検査年月日、2 検査方法、3 検査箇所、4 検査の結果、5 検査を実施した者の氏名
  - 6 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容

点検年月日 年 月 日	点検者	型式	製造番号
----------------	-----	----	------

○：正常 ×：異常があり動作が困難（不明の場合は弊社までご相談ください）

	点検項目	点検要領	点検結果 (○・×)
①	外装、扉、内槽、棚板、棚受に汚れ、変形、腐食はないか	目視にて検査する	
②	外装、内槽の部品が外れていないか、ねじに緩みはないか	目視および手感、プラスドライバーで検査する	
③	扉開閉時にハンドルと蝶番にガタツキや異音はないか	扉を開閉させて検査する	
④	扉閉時にパッキンに隙間がないか	扉を閉めて目視にて検査する	
⑤	パッキンに汚れ、損傷はないか	目視にて検査する	
⑥	吸排気口に堆積物、異物はないか	目視にて検査する	
⑦	排気口は開閉するか	排気調節ツマミを開閉させて検査する	
⑧	通風口内部に堆積物、異物はないか	目視にて検査する	
⑨	温度調節器の表示は正常か	表示の欠け等の異常がないか検査する	
⑩	常用温度での運転にて槽内温度(PV)と設定温度(SV)が一致しているか	目視にて検査する	
⑪	モーター作動	作動時に異音がないか検査する	
⑫	独立過昇防止装置は作動するか	装置運転中に独立過昇防止装置のダイヤルを下げ温度調節器の現在温度付近(±10%程度)で警報が鳴り異常ランプが点灯することを検査する	
⑬	設備側の漏電ブレーカーは正常か	テストボタンを押し電源がOFFになることを検査する	
⑭	電源コード、建屋側ブレーカーおよびアース線の確認	電源コードの損傷、端子部の緩み、ガタ、焼損がないか、アース線が接続されているか目視にて検査する	
⑮	設置環境の確認	設備周辺に燃えやすい物(紙、ビニール、プラスチック等)がないか。設備上部に物が置かれていないか検査する	
⑯	試料の確認	爆発性、発火性、引火性、可燃性の物質や可燃性粉塵、耐熱性の低い物質を含んでいないか検査する(試料の物性は安全データシート等で必ず確認してください)	

備考(×のときの対応内容、その他の措置等を記入)

弊社による定期点検(有料)も承ります。ご用命、ご相談の際は販売店または弊社アフターサービス課までご連絡ください。  
アルプ(株) 問い合わせ先 TEL:042-579-0531 FAX:042-579-0533 Mail:alpco@wonder.ocn.ne.jp